

個人住民税は、特別徴収で納めましょう

長井・西置賜地区では、平成25年度からすべての事業所が特別徴収になります

特別徴収とは？

特別徴収とは、事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税（町・県民税）を引き去りし、従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4の規定により、所得税を給与から源泉徴収している事業主は、すべての従業員について個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

個人住民税は計算のわずらわしさがありません

個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整する手間はかかりません。事業主の皆さまには給与支払報告書を提出いただくだけです。

従業員にとっても大きなメリット

- 毎月、給与から引き去りされるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが納期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- 納期が年12回となり、1回あたりの納付額が少なくなります。(普通徴収は年4回)

長井・西置賜地区では平成25年度から完全実施

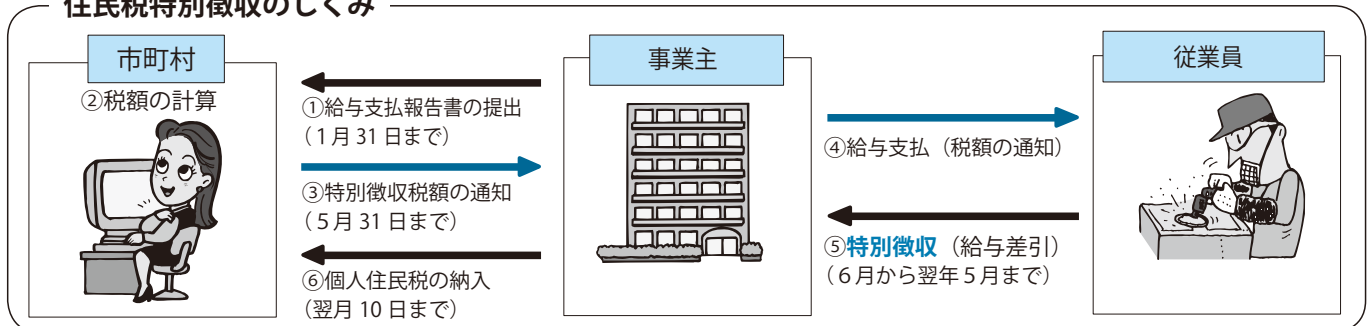
平成25年度分からは、すべての事業所を特別徴収事業所に指定させていただきます。

平成25年5月に特別徴収通知書をお送りいたしますので、6月の給与から税額を差し引いていただき、納入していただくことになります。

■問い合わせ 県西置賜税務課 (☎88-8209)

税務出納課 町民税係 (☎85-6132)

住民税特別徴収のしくみ



町税などの納付について

納め忘れはありませんか？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの税金及び介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ納期限があります。

(納付書に記載されていますが、4月に配布された町報「つづりこみ表紙」にも記載されております。)

- ◎納付書で納付されるかたは、納期限まで納められなかった場合には、その後督促状が発送されます。督促状で納付ができます。
- ◎口座振替で納付されるかたは、口座振替できなかった場合には、まず口座振替不能通知書(納付書)が送付されます。それで納付いただけなかった場合には、督促状が発送されます。
- ご注意 納付書・口座振替ともに、督促状発送後も納付がない状態が続きますと、必要に応じ財産調査などを実施、その後差押えに進みます。差押え財産は当方で決定し、事前の連絡はありません。

差押えた給与・預金・保険等は(保険等は解約のうえ)未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売(インターネット公売など)により換価のうえ、同じく未納の税金に当てられます。

※納期限を一定期間以上経過しますと延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。

※年末が近くなりました。お手持ちの納付書をご確認のうえ、現在納期限が過ぎているものがありましたら、お早めに納めていただきますようご案内いたします。

■問い合わせ 税務出納課 収納係 (☎85-6106)